

沖縄県教育委員会職員等公益通報制度運営要領

(趣旨)

第 1 この要領は、沖縄県教育委員会職員等公益通報制度に関する要綱（以下「要綱」という。）第 15 条の規定により、沖縄県教育委員会職員等公益通報制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(通報様式)

第 2 要綱第 7 条に規定する親展文書（封書）又は電子メールは、別紙「通報様式」による書面とする。

(フローチャート)

第 3 要綱第 7 条から第 10 条に規定する公益通報の処理等は、別紙「沖縄県公益通報処理に関するフローチャート(内部通報)」に従って運用するものとする。

(調査班)

第 4 要綱第 7 条に規定する調査において総務課長及び学校人事課長(以下「所管課長」という。)は、調査班を編成し、調査を行うことができる。

2 調査班においてヒアリングを行うに当たっては、正確を期するため、2 名以上の職員で対応するとともに、原則として相手の同意を得たうえで録音を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 13 日 教総第 1014 号）

この要領は、令和 5 年 12 月 13 日から施行し、同日以降になされた公益通報について適用し、同日前になされた公益通報については、なお従前の例による。

公 益 通 報 書

件 名	
通報者氏名 (身分等に係る該当事項に○)	【 職員・嘱託員・臨時的任用職員・非常勤職員・再任用職員・任期付職員・ その他() 】 【 受託又請負事業者の役員・従業員 ・その他 () 】 ※元職員、元従業員等の場合は、「その他」にその旨と退職年月日を記載
所属又は連絡先 (連絡に係る留意事項又は要望)	

事 案 の 概 要	いつ	
	どこの 誰が	
	どこで 何のために	
	何を どんなときに	
証 拠 等	何に反しているのか	
	証拠となる資料 (調査すべき資料)	
	それを知った経緯	
	他にそれを知っている人	
備 考		

※ 証拠となる資料等があれば添付して下さい。

沖縄県公益通報処理に関するフローチャート（内部通報）

